

しおかぜ

No.310 2015 9月号

- 藤沢税務署の人事異動7月10日発令.....2~3
- 会員増強月間で協力をお願い.....4
- 第82回 税金よもやま話
- 「所得拡大促進税制の一部要件緩和について」.....6
- 第112回「知って得する？」社労士の独り言
- 「中小事業者のマイナンバー対応」最終準備その1.....7
- 地域の会員企業紹介.....10
- おじゃましました♪会員訪問
- Vol.003 鈴木運輸 株式会社さん.....11

署

長に豊島氏 藤沢税務署の人事異動 7月10日発令

藤沢税務署の定時異動が7月10日発令され、増田敏朗署長は勇退され、新署長に税務大学校専門教育部主任教授から豊島務氏が着任されました。法人課税部門では西袋寿彦副署長が留任されました。また、法人課税第1部門統括国税調査官と審理担当上席国税調査官は異動となり、それぞれ富塚登氏、大場尚智氏が着任された。

今後は、法人会の様々な事業にご臨席いただきますので、会員企業の皆様には是非とも法人会事業にご参加いただき、交流を深めていただければと思います。

主な異動は3頁のとおりで、新体制がスタートしました。

着任の御挨拶

とよしまつとむ
藤沢税務署長 豊島務



初秋の候、公益社団法人藤沢法人会の会員の皆様方におかれましては、益々御盛栄のこととお喜び申し上げます。

この度の人事異動により、藤沢税務署長を拝命し、税務大学校専門教育部主任教授から転入して参りました豊島でございます。前任の増田署長同様、よろしく願いいたします。

鈴木会長を始め役員並びに会員の皆様方には、日頃から税務行政に対しまして、深い御理解と多大な御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、昭和25年の創立以来、永い歴史と伝統を重ねてこられ、各種研修会・説明会・講演会の開催を通じて、正しい税知識の普及と納税意識の高揚に努められるとともに、「税に関する絵はがきコンクール」や租税教室の開催などを通じた租税教育活動の推進にも多大な御尽力をいただいております。

これもひとえに、鈴木会長を始め役員の皆様方の御尽力と会員皆様方の会活動への積極的な御参加の賜物であると、深く敬意を表する次第でございます。

また、貴会が平成25年4月より公益社団法人に移行し、高いステータスと公益性を有する団体として改めて広く社会から認められ、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、地域社会貢献活動にも積極的に取り組まれ、魅力ある会活動を展開されていることは、私ども税務署といたしましても大変喜ばしく、心強く感じているところでございます。

さて、最近の税務を取り巻く環境に関して申し上げますれば、来年1月から開始される「社会保障・税番号制度」いわゆるマイナンバー制度の導入や、消費税率の段階的な引き上げ等の改正が決定されているところであります。これらは将来の社会保障制度や財源確保を見据えた抜本的な改革であり、これらの社会経済の変化に十分に対応していかなければなりません。

このような状況の中で、税務署は、納税者の皆様への申告や納税に関する法令や事務手続きに関する理解がより深まるように、これまで以上に周知・広報に力を入れていくとともに、税務行政の透明性の確保に努めて参る所存です。

貴会におかれましては、私どもの使命であります「適正公平な課税・徴収の実現」並びに「納税環境の整備」に対しまして、より一層の御力添えを賜りますようお願い申し上げます。

また、貴会が平成27年度事業計画の重点事項として貴会員企業のe-Tax利用率70%以上とするとの高い目標を掲げていただいておりますことは、納税者利便の向上と税務行政の効率化を目的とするICTの活用の普及・定着を推進している私どもといたしましては、本当に頼もしく、改めて感謝申し上げます。

結びにあたり、貴会の益々の御発展と会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

藤 沢 税 務 署 の 主 な 人 事 異 動

【新(留)任】

(敬称略)

職 名	氏 名	前 任 地
署 長	豊 島 務	税務大学校 専門教育部 主任教授
副署長(法人)	西 袋 寿 彦	留 任
副署長(個人)	宮 本 浩	板橋税務署 個人課税担当副署長
副署長(総務)	福 澤 正 隆	神奈川税務署 総務課長
総務課長	佐 藤 省 二	王子税務署 総務課長
税務広報広聴官	上 野 綾 子	目黒税務署 法人課税第 6 部門 総括国税調査官
特別国税調査官(法人)	小野寺 隆	横浜中税務署 特別国税調査官(法人)
特別国税調査官(法人)	望 月 俊 浩	留 任
法人課税第 1 統括官	富 塚 登	鎌倉税務署 法人課税第 1 部門 統括国税調査官
法人課税第 2 統括官	江 川 雅 章	留 任
法人課税第 3 統括官	壁 地 治 彦	東京国税局 査察 5 部門 主査
法人課税第 4 統括官	大和田 学	留 任
法人課税第 5 統括官	岩 野 みか子	藤沢税務署 個人課税第 4 部門 統括国税調査官
法人課税第 6 統括官	大河原 毅	留 任
連絡調整官	木 下 貴 司	目黒税務署 総務課 課長補佐
法人課税第 1 上席調査官	大 場 尚 智	横浜南税務署 法人課税第 6 部門 上席国税調査官
法人課税第 1 調査官	松 井 亮 介	保土ヶ谷税務署 法人課税第 1 部門 国税調査官

【転 任】

(敬称略)

職 名	氏 名	赴 任 地
署 長	増 田 敏 朗	ご勇退
副署長(総務)	杉 田 愛 彦	東京国税局 総務部 情報処理第 9 部門 情報処理官
副署長(個人)	川 上 京 子	川崎北税務署 特別国税調査官(開発)
総務課長	千 葉 隆 史	渋谷税務署 総務課長
税務広報広聴官	大 竹 正 晃	東京国税局 調査第一部 調査開発課 情技専門官
特別国税調査官(法人)	川 端 よしみ	東京国税局 調査第一部 A 6 特別国税調査官
法人課税第 1 統括官	池 田 誠	東京国税局 課税第一部 国税訟務官室 室長補佐
法人課税第 3 統括官	後 藤 彰	東京国税局 調査第四部 主査
法人課税第 5 統括官	渡 部 辰 夫	東京国税局 総務部 会計課 会計監査官
連絡調整官	桑 島 和 行	東京国税局 査察部 主査
法人課税第 1 上席調査官	柴 田 健太郎	東京国税局 調査第三部 調査第 23 部門 国税調査官

※法人課税第 1 調査官は法人会担当者のみ記載



西袋副署長



富塚 1 統括



大場上席



松井調査官

9月1日より12月31日まで会員増強月間です。 会員皆様のご協力をお願い申し上げます。

組織委員長 澤 邑 重 夫



法人会の理念は「税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である」とされています。

藤沢法人会では、この理念を基にした活発な研修事業や交流事業を実施しております。

私達会員は、その活動を衰退させないために組織の維持を推進せねばなりません。そこで会員増強の意義を再認識して頂くことを目的とした「会員増強月間」を設けさせて頂いております。

さて、本年の目標は「1支部あたり6件以上」とさせて頂きました。

目標を支部単位とさせて頂いておりますのは、会員増強活動は支部単位でご協力頂くことによって初めて成り立つという性格ゆえです。

各支部に於かれましては、支部役員会の開催時に地区役員会の開催を促進して頂き、開催された地区役員会に於いて、会員増強の実施計画を立案、保険受託会社の皆様とも協力して頂きながら、訪問などの会員増強活動を行って頂きたく存じます。

各支部では、地区による会員増強活動の成果等を随時把握しながら、1支部あたり6件以上という目標に対する進捗状況を管理して頂き、会員増強月間が終了する12月末までの達成へ向けて、積極的な活動を行って頂ければ幸いです。

組織委員会におきましても、税務署と共同開催しております「新設法人説明会」における新設法人への入会勧奨等を積極的に行い、会員増強月間の目標達成に向け頑張る所存です。

また、今年度も9月から12月に入会された場合は平成28年3月までの会費を免除し、入会して頂きやすいよう配慮して参ります。

様々なメリットと有益な情報の集まる法人会へ、是非ご入会をお薦め頂きたく存じます。

会員増強月間(9月～12月)展開中!

みなさんも新しい会員をご紹介下さい!!

会員増強月間中に加入勧奨による入会で勧奨者には記念品と、支部目標を達成した支部には報奨金を贈呈いたします。

※詳細につきましては下記をチェック!!

支部・地区の特典

- 支部 6件～ 9件・30,000円
 - 支部 10件～14件・40,000円
 - 支部 15件 以上・50,000円
 - 地区 1件あたり・ 5,000円
- ☆贈呈は、1月に開催する理事会の席上で、贈呈いたします。

個人の特典

- 1件以上の加入勧奨による入会で、記念品を贈呈。また、成績上位の方には、表彰状をお渡しします。
- ☆贈呈は、6月に開催する本部総会の席上で、贈呈いたします。

※賛助会員の入会も勧奨による入会で上記カウントに含めます。

税金よもやま話

第82回

東京地方税理士会 藤沢支部
税理士 飯島健広

所得拡大促進税制の一部要件緩和について

所得拡大促進税制は、個人の所得水準の底上げを促進するために平成25年度の税制改正により創設されました。この税制は26年度の税制改正で延長・拡充が行われましたが、企業の賃上げをより一層後押しするため、27年度もさらに一部要件緩和がされることとなりました。

所得拡大促進税制の適用を受けるには、次の3つの要件をすべて満たす必要があります。

- I. 当期の雇用者給与等支給増加額／基準雇用者給与等支給額（注1） \geq 一定の割合（注2）
- II. 当期の雇用者給与等支給額 \geq 前期の雇用者給与等支給額
- III. 当期の平均給与等支給額 $>$ 前期の平均給与等支給額

（注1）基準雇用者給与等支給額とは、平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度（基準事業年度）の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額のことを言います。基準事業年度は、一般的な3月決算法人の場合、平成25年3月期となるケースが多いかと思われま。

（注2）判定に使用される割合（増加割合）は下表のとおりです。赤字部分が平成27年度の改正点です。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
中小企業者等	2%	2%	3%	5%→3%	5%→3%
上記以外	2%	2%	3%	5%→4%	5%

今回の改正では、雇用者給与等支給増加割合（上記I）の要件が緩和されました。

また、平成25年4月1日以後に設立された法人の場合についても特例が設けられています。上記のような新設法人の場合の基準雇用者給与等支給額は、基準事業年度がないため、最も古い事業年度（設立の日を含む事業年度）の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額の70%相当額と規定されています。（ただし、合併や分割等により設立された法人を除きます。）

この規定により上記の新設法人の設立事業年度については、雇用者給与等支給額が1円でもあれば、適用要件Iを満たすこととなります。さらに、適用要件II、IIIについては、設立事業年度の前期がないため、前期の雇用者給与等支給額や平均給与等支給額が0となる等の扱いとなり、必ず満たすこととなります。

所得拡大促進税制の適用を受けることができれば、雇用者給与等支給増加額の10%相当額の税額控除（ただし、適用年度の法人税額の10%（中小企業等の場合は20%）を限度）を受けられます。このように大きな効果が期待できる一方、雇用促進税制との選択適用である等、他にも注意点があります。適用をご検討される際は、税理士又は東京地方税理士会藤沢支部へご相談ください。

税理士にたずねてみよう 確かめよう

税金のことは税理士にご相談ください
にせ税理士にご注意を

東京地方税理士会 藤沢支部 電話 0466-26-3887 藤沢市藤沢 576 番地 林ビル 3-A



「知って得する？」社労士の独り言 第12回

「中小事業者のマイナンバー対応」最終準備 その1

～ 従業員への周知と規定類等の作成 ～

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部
特定社会保険労務士 石川 貢

社会保障・税番号制度(以下「マイナンバー」又は社会保障・税番号制度で発行する番号を「マイナンバー」という。)では、いよいよ今年(2015年)の10月から個人番号の通知が始まり、2016年1月からは年金、雇用保険、医療保険の手続、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続など、法律で定められた事務についてその利用が開始されます。具体的には、源泉徴収事務である今年の年末調整からマイナンバーが必要となります。

マイナンバーは全ての事業者を適用の対象としています。従業員(パートやアルバイトを含みます。)を一人でも雇用している事業者は、従業員に対してマイナンバーに関する事項を周知して、10月以降に行うマイナンバーの取得に支障が出ないように準備しましょう。

【マイナンバー実施体制の整備】

①従業員への週知事項

- ・2016年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続で利用が始まります。
- ・事業者がマイナンバーを取得する場合は、利用目的を明示します。
- ・事業者がマイナンバーを取得する際は、本人確認を厳格に行います。
- ・マイナンバーは住民票を基に発行されます。9月初旬までに住民票の住所と現住所を一致させてください。
- ・2015年10月からマイナンバーは世帯ごとに簡易書留で、世帯全員分が届きます。
- ・マイナンバーは12桁の番号で、一人ひとりに「通知カード」が送られてきます。
- ・マイナンバーは生涯利用し、原則変更されませんので、大切に保管してください。
- ・事業者の指示に従って、マイナンバーを提出してください。

②事業所の安全管理措置

マイナンバーの記載スケジュールを把握し、いつまでに従業員のマイナンバーを取得すればよいかを確認しましょう。

<規程類の作成>

- ・特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針 → マイナンバー取得前まで
- ・就業規則(マイナンバーに関する事項を加える) → マイナンバー取得前まで
- ・特定個人情報取扱規程 → マイナンバー取得前まで
- ・業務委託契約書 ↓ → 契約時まで
- ・特定個人情報等の取扱いに関する覚書 } 社会保険事務手続及び給与計算等を外部事業者に委託している場合

<担当者の明確化と番号の取得>

- ・マイナンバーを扱う人を、あらかじめ決めておきましょう。
- ・マイナンバーを従業員から取得する際には、利用目的(「源泉徴収票作成」「健康保険・厚生年金保険届出」「雇用保険届出」)を必ず伝えましょう。
- ・マイナンバーを従業員から取得する際には、番号が間違っていないかの確認と身元を確認する証明書が必要です。
→ 10月から届くマイナンバーが書いてある「通知カード」と「運転免許証」などで確認を行いましょう。

<マイナンバーの管理・保管>

- ・マイナンバーが記載された書類は、カギがかかる棚や引き出しに大切に保管しましょう。管理できれば、無理にパソコンを購入する必要はありません。
- ・パソコンがインターネットに接続されている場合は、ウィルス対策ソフトを最新版に更新するなど特定個人情報等の漏洩防止のセキュリティ対策を行いましょう。

<参考資料>

- マイナンバー記載スケジュール
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/download/leaflet.pdf>
- 本人確認の措置について(事業者用)
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/kakunin.pdf>
- 国税分野における番号法に基づく本人確認方法
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/kokuzei_kakunin.pdf



藤沢税務署からのお知らせ

改正相続税法に関する各種情報について

- 平成27年1月1日に改正相続税法が施行されました。
- 国税庁ホームページでは、「相続税・贈与税特集」ページを設置し、相続税の仕組みを分かりやすく解説した「相続税のあらまし(平成27年分)」などの各種情報を掲載しているほか、法定相続人の数や個別の財産・債務の金額等を入力することにより、申告手続が必要となるかどうかを判定する「相続税の申告要否判定コーナー」を公開しておりますので、是非ご利用ください。
- また、同コーナーを活用した国税庁インターネット番組「Web-Tax-TV」も配信しておりますので、併せてご利用下さい。
- アドレスはこちらから
「相続税・贈与税特集」→ <http://www.nta.go.jp/souzoku-tokushu/index.htm>
「相続税の申告要否判定コーナー」→ <http://www.keisan.nta.go.jp/sozoku/yohihantei/top>

国外転出時課税制度の創設について

- 平成27年度税制改正により、国外転出時課税制度が創設され、平成27年7月1日以後に国外転出(国内に住所及び居所を有しないこととなることをいいます。)をする一定の居住者(原則として国外転出をする日前10年以内において国内に5年を超えて住所又は居所を有している方が対象となります。)が、1億円以上の有価証券等(以下「対象資産」といいます。)を所有等している場合には、その対象資産の含み益に所得税及び復興特別所得税が課税されることとなりました。
- 詳しくは「国外転出される方へ(国外転出をする時に、1億円以上の有価証券等を所有等している場合は、所得税の確定申告等の手続が必要となります。)」チラシ又は国税庁ホームページの「国外転出時課税制度」のページをご覧ください。
- アドレスはこちら→ <http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/denshi-sonota/kokugai/01.htm>



医療百話

湘南藤沢徳洲会病院 院長 篠崎 伸明



「医療安全」について

私たち医療者の間では、この「医療安全」という言葉は普段から聞きなれており、よく使われているものです。しかしながら、外部の方からすれば、「医療って、そもそも安全でしょ?」と感じると思います。

病院にかかられた方は経験があると思いますが、いたるところで診察券を確認されたり、名前や生年月日を言われたり、「またですか?」と思われた経験もあると思います。私たちにとっては、「患者さん間違え」が最も起こしてはいけないことなのです。1000人も外来に来られると、同姓同名の方や、難聴の方、目の不自由な方も大勢いらっしゃいます。目の前に来られた患者さんが御本人なのか確認する必要があります。幸い、患者さんからはこの確認作業によって安心感が増した、と言っ

ていただけることもあります。

そのほかに、院内感染、転倒転落、床づれも病院での入院治療ならではの危険因子です。いわゆる合併症です。抗生剤の使用による耐性菌の発生、手洗いが不十分なことによる接触感染、離床時のベッドからの転落、歩行時の転倒、低栄養や長期臥床による床づれの発生、これらは、私たちが予防のために、常に指標をとり、監視、分析をしているものです。

高齢者の方が、転倒しますと、大腿骨頸部骨折をよく起こします。せっかく、離床が進んでそろそろ退院の話が進んできているところに起きます。手術をしてもそのまま寝たきりになる場合も珍しくありません。高齢社会を迎え、私たちが最も予防しなくてはならないものの一つが「転倒転落」です。

今、病院会は全国のいくつかの病院から、様々な医療安全などに関する指標を集計し、病院ごとの比較、改善に向けて活動しています。よりよいところに学ぶ姿勢は、医療においても大切なことです。

安心、安全な医療を提供できることが病院の使命であり、患者さんからも当然のように期待されています。



法人会の事業

7/5日 参加人数328名

茅ヶ崎三支部合同地引綱大会
(忠工門丸)



7/24金 参加人数68名

藤沢南支部ボウリング大会
(江の島ボウリングセンター)



- 1位 齊藤 圭司 (株高井精器)
- 2位 杉下 由輝 (大安興業(株))
- 3位 林 陽生 (日欧事務機(株))

7/25土 参加人数18名

地域社会貢献活動
(ヤビツ峠法人会の森)



夏真っ盛りの7月25日、神奈川県法人会連合会主催による地域社会貢献運動「法人会の森」で行われた下草刈りが、県内の18法人会から会員300名を超える参加で、盛大に実施されました。

平成10年から始まったこの活動も通算16回目になりますが、法人会の森での活動は今年が最後となりました。

過去には台風の影響や、濃霧による視界不良等で中止となったこともありましたが、今年は快晴で、気温も例年と比べると非常に暑く感じられました。

藤沢法人会からは、安部副会長をはじめ、18名が藤沢よりマイクロバスをチャーターし参加しました。

ヤビツ峠にある「法人会の森」へ着くとインストラクターの指導のもと、傾斜のきつい斜面をよじ登り、苗木の周りに繁っている雑草を柄の長い大型の鎌で切り払った。

作業終了後には、使用した鎌を研ぎ、来年も今年と同じように切れることを祈りつつ、主催者の用意された飲み物と、各会で持参した弁当をおいしくいただきました。

7/26日 参加人数19名

藤沢北支部バーベキュー大会
(弁慶果樹園)



8/2日 参加人数38名

藤沢北東支部バーベキュー大会
(弁慶果樹園)

8/5水 参加人数47名

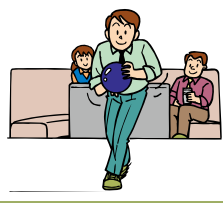
寒川支部ボウリング大会
(寒川セントラルボウル)

〈男性〉

- 1位 松本 邦夫 (株湘南ユニテック)
- 2位 鈴木 光一 (株湘南ユニテック)
- 3位 塩崎 武司 (株湘南ユニテック)

〈女性〉

- 1位 新倉 順子 (株西湘土木)
- 2位 太田 尚子 (株湘南ユニテック)
- 3位 大浦れい子 (株湘南ユニテック)



8/6木 参加人数61名

青年部会主催セミナー
(藤沢法人会館)



青年部会主催セミナー『マイナンバーと企業に実務』が藤沢法人会館で開催されました。

講師には、社会保険労務士法人澤代表社員の澤邑氏をお招きし、本年10月より通知されるマイナンバーについて分かりやすく解説いただきました。

■本部・支部の活動予定

9月	September
9月 3日(木)	合同役員会(湘南クリスタルホテル)
9月 3日(木)	会員懇談会(湘南クリスタルホテル)
9月 4日(金)	茅ヶ崎北西支部 役員会
9月 4日(金)	生活習慣病健康診断(藤沢市民会館)
9月 7日(月)	決算法人説明会(藤沢法人会館)
9月 7日(月)	青年部会 全体会議
9月 8日(火)	決算法人説明会(茅ヶ崎市勤労市民会館)
9月 8日(火)	藤沢東支部 役員会
9月 8日(火)	生活習慣病健康診断(茅ヶ崎市民文化会館)
9月 9日(水)	茅ヶ崎三支部 合同研修バス旅行(埼玉方面)
9月10日(木)	藤沢北支部 役員会
9月11日(金)	レディースアカデミー(藤沢法人会館)
9月11日(金)	女性部会 役員会
9月11日(金)	事業研修委員会
9月14日(月)	大型保障制度推進会議
9月14日(月)	広報委員会
9月16日(水)	寒川支部 研修バス旅行(山梨方面)
9月16日(水)	決算法人説明会(藤沢法人会館)
9月16日(水)	藤沢北東支部 役員会
9月17日(木)	茅ヶ崎北東支部 役員会
9月17日(木)	生活習慣病健康診断(寒川総合体育館)
9月24日(木)	藤沢南支部 役員会
9月26日(土)	第42回藤沢市民まつり
9月29日(火)	新設法人説明会(藤沢法人会館)
9月29日(火)	組織委員会
9月30日(水)	総務委員会

10月 October

10月 1日(木)	茅ヶ崎南支部 役員会
10月 3日(土)	藤沢南支部 研修バス旅行(栃木方面)
10月 4日(日)	藤沢北支部 研修バス旅行(茨城方面)
10月 6日(火)	藤沢西支部 研修バス旅行(群馬方面)
10月 7日(水)	正副会長会(藤沢法人会館)
10月 7日(水)	理事会(藤沢法人会館)
10月13日(火)	税務経営セミナー(藤沢法人会館)
10月14日(水)	藤沢東支部・藤沢間税会合同研修会(藤沢法人会館)
10月18日(日)	第38回御所見文化祭
10月20日(火)	藤沢東支部 研修バス旅行(東京方面)
10月22日(木)	女性部会 研修バス旅行(栃木方面)
10月23日(金)	藤沢西支部 役員会
10月24日(土)	第17回藤沢市民まつり湘南台ファンタジア
10月26日(月)	チャリティーゴルフ大会(湘南カントリークラブ)

※所属支部を確認の上、奮ってご参加下さいますようお願い申し上げます。

尚、上記事業に該当する会員(賛助会員)には、会報誌と一緒に案内が同封されております。

地域の会員企業紹介

エネオス長後給油所(株式会社 富士中商会)

- 業種** 地元密着型ガソリンスタンド
- 特徴** 藤沢市で発売された『キュンとするまち、藤沢商品券』もご利用いただけます。お立ち寄り頂ければ、地元の店舗、イベント情報をご提供いたします。
- 代表者** 田中 靖一
- 住所** 藤沢市長後 591
- 電話** 0466 (44) 0757
- FAX** 0466 (43) 4127
- メール** seicyan@themis.ocn.ne.jp



有限会社クラチ工業

- 業種** 管工事業・土木工事業・舗装工事業・水道施設工事業
- 事業内容** 住宅給排水設備工事
給湯設備工事
漏水調査
排水つまり修繕
- 代表者** 倉知 克則
- 住所** 茅ヶ崎市香川 6-30-20
- 電話** 0467 (53) 1880
- FAX** 0467 (53) 1882
- メール** k.kurachi-kg@leaf.ocn.ne.jp



株式会社さんこうどう

- 業種** デザイン・印刷業
- 事業内容** 湘南・藤沢で創業 130 年の実績。確かな品質・心のこもったサービスをお届け致します。自社工場に於いてデザインのご相談から印刷・発送までの一貫作業。その他、様々なニーズにお応えし、お客様の売上アップのお手伝いをさせて頂きます。
- 代表者** 川上 彰久
- 住所** 藤沢市本町 1-3-33
- 電話** 0466 (27) 2511 (代)
- FAX** 0466 (27) 2513
- メール** info@sankodo.net
- URL** <http://www.sankodo.net>
- F B** <https://www.facebook.com/sankodo1885>



大好評 絶賛発売中です!!さん太くんのLINEスタンプ



会報広告掲載 チラシ広告封入サービスのご案内

藤沢法人会では会報誌『しおかぜ』を年6回(奇数月)に発行しています。会報誌面広告の他に、会報誌発送の際のチラシ広告封入サービスを始めました！企業PRや各種イベント・セミナー案内、販売促進にご活用下さい。

●会報広告掲載は、

- カラー全面 (裏表紙) → **30,000円**
- カラー全面 (中 頁) → **20,000円**
- カラー半面 (中 頁) → **10,000円**
- カラー1/3面 (中 頁) → **5,000円**
- カラー1/4面 (中 頁) → **3,000円**

金額はすべて税込。完全版下原稿でお申し込み願います。

地域の会員企業紹介ページは無料です。

●チラシ広告封入は、A4サイズ1枚10円(税込)

- ※封入枚数分事前にご用意下さい。
- ※配達エリアを藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町に分けることも出来ます。(指定がない場合は全域(約3500件)となります。)

会報誌面広告とチラシ広告封入の申込や、チラシ納品から封入までのスケジュールについてのお問い合わせは、事務局 木村まで。

電話 0466 (22) 6444

おじゃましました♪

vol.003 運送業 鈴木運輸株式会社さん



▲ 850坪の広大な敷地には、大型トラックなどの車両が何台も置かれ、忙しく行き来している。「安心安全を第一に、きめ細かなアフターフォローを大切にしています」と鈴木代表。

43号線沿いにあるメルシャン工場の向かい側に、850坪の広大な敷地を持つ。



◀ 敷地内のコンテナコーナー。昭和60年より「トランクルーム業務」をスタートしました。



地元地域密着・社会貢献を目指す運送会社

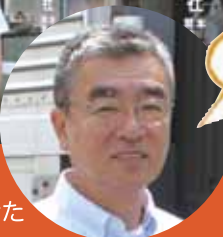
昭和5年、神奈川県藤沢市羽鳥の地に運送・配送業として創業したのが「鈴木運輸」です。当初は、会社前にあった大和醸造（現・メルシャン）の輸送から始まり、後に電気冷蔵庫の輸送が主力となりました。昭和59年、32歳の時に父の遺志を継いだ、現代表の鈴木勝貴さんは、これを機に業務内容を刷新。「メインの取引先だけでは生き残れない。もっと社会のニーズに応え、拡大していかなければ」と、持ち前の柔軟な発想と行動力で積極的に仕事の幅を広げていったそうです。

現在は、おもに神奈川県内の企業と契約し、輸送に関する業務を中心に、法人・個人相手に、引っ越し、

家具・家電配送から組立、保管、ハウスクリーニングなど、お客様の求める声をいち早く察知し、かゆいところに手が届くサービスを提供。多くの利用者からの厚い信頼を得ています。

今後の方針について伺うと、「必要以上に拡大はしません」とキッパリ。「生まれ育った藤沢という街が好きですから、これからも地域密着型でいきたいですね。地元の仕事を通して社会貢献できればうれしいです」と鈴木代表。ライバル大手会社も多く存在する中、順調に成長を遂げています。「ネットワークと若い人の感性を力に、今後もアンテナを張り続けていくつもりです」と力強く話してくれました。






お客様が望むものをひと足先に導入してきた鈴木代表。「従業員の数は15年前に比べ4倍に増えました」

藤沢法人会を、楽しく盛り上げていきましょう!!

〈鈴木勝貴さんプロフィール〉
 6月より、藤沢法人会会長に就任。ほかに、トラック協会副会長、青年部活動も兼任。地域貢献に尽力されています。



事務所の棚には、地元貢献の活動の証としての感謝状・賞状がズラリ。

鈴木運輸株式会社
 〒251-0056 神奈川県藤沢市羽鳥4-13-33
 フリーダイヤル 0120-34-1118
<http://szki-ex.co.jp/index.html>

第4回(一社)藤沢市建設業協会 建設フォーラム

東日本大震災を風化させない

「釜石の奇跡」を生んだ、群馬大学大学院教授の片田敏孝氏来る

釜石市の学校に通う小・中学生は、東日本大震災の津波から、ほぼ全員が逃れました。これは、日頃から学んでいた防災教育が功を奏し、とっさの判断力や想像力により、危機を乗り越えたのです。

この釜石市の防災教育を指導されていたのが、片田敏孝教授です。

片田教授から、今後襲ってくるであろう大地震から、どのように身を守れば良いのかを講演していただきます。



片田 敏孝氏プロフィール (概要)

昭和35年 ・岐阜県生まれ
平成 2年 ・豊橋技術科学大学大学院博士課程修了
平成 3年 ・岐阜大学工学部土木工学科 助手
平成 5年 ・名古屋商科大学商学部 専任講師
平成 7年 ・群馬大学工学部建設工学科 講師
平成17年 ・群馬大学工学部建設工学科 教授
(平成 26年・群馬大学大学院理工学府に所属名変更)
平成22年 ・広域首都圏防災研究センター センター長
平成22年 ・東京大学大学院、豊橋技術科学大学、静岡大学 客員教授

テレビ出演

NHKテレビニュースウォッチ9・おはよう日本、TBSテレビサンデーモーニング、日本テレビnews every、フジテレビスーパーニュース等多数



日時 平成27年11月27日(金) 午後6時開場、6時30分開演 9時終了

場所 藤沢市民会館小ホール(入場無料)

主催 一般社団法人 藤沢市建設業協会

藤沢市朝日町5-7 電話0466-27-3341 FAX0466-25-4664

後援 藤沢市、藤沢市教育委員会、藤沢商工会議所、公益社団法人藤沢法人会、一般社団法人藤沢青年会議所、(株)タウンニュース社、藤沢エフエム放送(株) 藤沢市管工事業協同組合

この藤沢を **地震、大雨、暴風、積雪** から守る。これが私たちの **ミッション(使命)** です。

